

岩手県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 49 号

岩手県漁業調整規則の一部を改正する規則

岩手県漁業調整規則（昭和 42 年岩手県規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請又は届出)</p> <p>第 3 条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地在が大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局（以下「地方振興局」という。）の所管区域内にある者にあつては当該地方振興局長を経由して、その住所地在が地方振興局の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。この場合において、住所地在が県外にある者は、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その住所地在の所在する都道府県の知事の副申書を添えなければならない。</p> <p>(1) さんま棒受網漁業</p> <p>(2) すくい網漁業</p> <p>(3) いか釣漁業</p> <p>(4) いるか突棒漁業</p> <p><u>(漁業の許可)</u></p> <p>第 7 条 <u>漁業法第 66 条第 1 項に規定する漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、第 1 号から第 11 号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて営む場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 小型まき網漁業（総トン数 5 トン未満の船舶を使用するものに限る。）</u></p>	<p>(申請又は届出)</p> <p>第 3 条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地在が大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局（以下「地方振興局」という。）の所管区域内にある者にあつては当該地方振興局長を経由して、その住所地在が地方振興局の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。この場合において、住所地在が県外にある者は、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その住所地在の所在する都道府県の知事の副申書を添えなければならない。</p> <p>(1) さんま棒受網漁業<u>（第 7 条第 2 号オに規定する漁業をいう。）</u></p> <p>(2) すくい網漁業<u>（第 7 条第 2 号キに規定する漁業をいう。）</u></p> <p>(3) いか釣漁業<u>（第 7 条第 2 号クに規定する漁業をいう。）</u></p> <p>(4) いるか突棒漁業<u>（第 7 条第 2 号サに規定する漁業をいう。）</u></p> <p><u>(漁業の許可)</u></p> <p>第 7 条 <u>次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第 65 条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 2 号アからサまでに規定する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第 1 号並びに第 2 号ウ及びビシに規定する漁業にあつては、漁業法第 8 条第 1 項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) あわびをとることを目的とする漁業（当該漁業を「あわび漁業」という。）</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる漁業の方法による漁業</u></p> <p><u>ア 小型まき網（総トン数 5 トン未満の船舶を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁</u></p>

(2) 流し網漁業（かじき、かつお、まぐろ、さめ、いるか又はいかをとることを目的とするものを除く。以下同じ。）

(3) 固定式刺し網漁業

(4) 船びき網漁業

(5) さんま棒受網漁業（総トン数 10 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。）

(6) 火光利用敷網漁業（さんまをとることを目的とするものを除く。以下同じ。）

(7) すくい網漁業（動力漁船を使用するものに限る。）

(8) いか釣漁業（総トン数 5 トン以上 30 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。）

(9) かご漁業（動力漁船を使用するものに限る。）

(10) さけはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。）

(11) いるか突棒漁業

(12) 小型定置漁業

(13) 地びき網漁業

(14) 潜水器漁業（簡易潜水器を使用するものを含む。以下同じ。）

（許可の申請）

第 8 条 漁業法第 66 条第 1 項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第 66 条第 1 項に規定する漁業及び前条第 1 号から第 11 号までに掲げる漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第 4 号

業」という。以下同じ。）

イ 流し網（かじき、かつお、まぐろ、さめ、いるか又はいかをとることを目的とするものを除く。当該漁業の方法による漁業を「流し網漁業」という。以下同じ。）

ウ 固定式刺し網（あわびをとることを目的とするものを除く。当該漁業の方法による漁業を「固定式刺し網漁業」という。以下同じ。）

エ 船びき網（当該漁業の方法による漁業を「船びき網漁業」という。）

オ さんま棒受網（総トン数 10 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「さんま棒受網漁業」という。）

カ 火光利用敷網（さんまをとることを目的とするものを除く。当該漁業の方法による漁業を「火光利用敷網漁業」という。以下同じ。）

キ すくい網（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「すくい網漁業」という。）

ク いか釣（総トン数 5 トン以上 30 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「いか釣漁業」という。）

ケ かご（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。）

コ さけはえなわ（総トン数 10 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「さけはえなわ漁業」という。）

サ いるか突棒（当該漁業の方法による漁業を「いるか突棒漁業」という。）

シ 小型定置（当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。）

ス 地びき網（当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。）

セ 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含み、あわびをとることを目的とするものを除く。当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。以下同じ。）

（許可の申請）

第 8 条 漁業法第 66 条第 1 項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、同法第 66 条第 1 項に規定する漁業及び前条第 2 号アからサまでに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第 4 号による

による申請書を知事に提出しなければならない。

2～6 [略]

(許可等の定数)

第 25 条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整のため必要があると認めるときは、第 7 条各号に掲げる漁業につき及び漁業法第 66 条第 1 項に掲げる漁業のうち同条第 3 項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることがある。

2～5 [略]

(小型機船底びき網漁業の禁止期間)

第 36 条 6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間は、小型機船底びき網漁業を営んではならない。ただし、手繰第 3 種漁業については、この限りでない。

(漁業の禁止)

第 38 条 次に掲げる漁業は、営んではならない。

(1) 無動力漁船を使用する底びき網漁業（貝けた網及びなまこけた網を使用する底びき網漁業を除く。）

(2) 小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業及び手繰第 3 種漁業以外の漁業

(3) 集魚灯を利用するまき網漁業

(漁具漁法の制限及び禁止)

第 39 条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第 2 号に掲げる漁具によって漁業権又は入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) もじ網を使用する底びき網

(4)・(5) [略]

(動力漁船を使用するまき網漁業等の禁止区域)

申請書を知事に提出しなければならない。

2～6 [略]

(許可等の定数)

第 25 条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整のため必要があると認めるときは、第 7 条各号に規定する漁業につき及び漁業法第 66 条第 1 項に掲げる漁業のうち同条第 3 項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることがある。

2～5 [略]

(小型機船底びき網漁業等の禁止期間)

第 36 条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを営んではならない。

漁業の名称	禁止期間
<u>小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業</u>	<u>6 月 1 日から 9 月 30 日まで</u>
<u>小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業及び手繰第 3 種漁業以外の漁業</u>	<u>周年</u>
<u>集魚灯を利用するまき網漁業</u>	

第 38 条 削除

(漁具漁法の制限及び禁止)

第 39 条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第 2 号に掲げる漁具によって漁業権又は入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 無動力漁船を使用する底びき網（貝けた網及びなまこけた網を使用する底びき網を除く。）又はもじ網を使用する底びき網

(4)・(5) [略]

(動力漁船を使用するまき網漁業等の禁止区域)

第41条 さけ・ます流し網漁業、さけ・ます刺し網漁業、動力漁船を使用する中型まき網漁業及び動力漁船を使用する小型まき網漁業は、次の表の左欄に掲げる湾内において、それぞれ同表右欄に掲げる線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。

名称	線
[略]	
山田湾	下閉伊郡山田町船越仮宿鼻北端と <u>宮古市大字重茂館ケ崎南端</u> を結んだ線
宮古湾	<u>宮古市大字重茂</u> 閉伊崎北端と同市 <small>鉏ケ崎</small> 館ケ崎東端を結んだ線

（さばを目的とする動力漁船を使用するまき網漁業の禁止区域）

第42条 さばの採捕を目的とする動力漁船を使用する中型まき網漁業及び小型まき網漁業は、次の諸点を順次に結ぶ線と海岸線とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。

[略]

宮古市大字重茂トビケ崎突端正東1海里の点

[略]

（小型機船底びき網漁業の禁止区域）

第43条 小型機船底びき網漁業は、次の諸点を順次に結ぶ線と海岸線とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。ただし、手繰第3種漁業については、この限りでない。

[略]

宮古市大字重茂トビケ崎突端正東3海里の点

[略]

（小型機船底びき網漁業及び潜水器漁業の夜間操業の禁止）

第44条 小型機船底びき網漁業及び潜水器漁業は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。

（さけの採捕禁止区域及び禁止期間）

第45条 次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表右欄に掲げる線と海岸線とによって囲まれた区域においては、9月1日から翌年2月末日までの期間は、さけを採捕してはならない。

名称	線
[略]	

第41条 さけ・ます流し網漁業、さけ・ます刺し網漁業、動力漁船を使用する中型まき網漁業及び動力漁船を使用する小型まき網漁業は、次の表の左欄に掲げる湾内において、それぞれ同表右欄に掲げる線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。

名称	線
[略]	
山田湾	下閉伊郡山田町船越仮宿鼻北端と <u>宮古市重茂館ケ崎南端</u> を結んだ線
宮古湾	<u>宮古市重茂</u> 閉伊崎北端と同市 <small>鉏ケ崎</small> 館ケ崎東端を結んだ線

（さばを目的とする動力漁船を使用するまき網漁業の禁止区域）

第42条 さばの採捕を目的とする動力漁船を使用する中型まき網漁業及び小型まき網漁業は、次の諸点を順次に結ぶ線と海岸線とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。

[略]

宮古市重茂トビケ崎突端正東1海里の点

[略]

（小型機船底びき網漁業の禁止区域）

第43条 小型機船底びき網漁業は、次の諸点を順次に結ぶ線と海岸線とによって囲まれた区域内においては、操業してはならない。ただし、手繰第3種漁業については、この限りでない。

[略]

宮古市重茂トビケ崎突端正東3海里の点

[略]

（小型機船底びき網漁業及びあわび漁業の夜間操業の禁止）

第44条 小型機船底びき網漁業及びあわび漁業（潜水器及び簡易潜水器を使用するものに限る。）は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。

（さけの採捕禁止区域及び禁止期間）

第45条 次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表右欄に掲げる線と海岸線とによって囲まれた区域においては、9月1日から翌年2月末日までの期間は、さけを採捕してはならない。

名称	線
[略]	

重茂川	<u>宮古市大字重茂</u> どうしころばし南側突端と松子島頂点と館ヶ崎北端を順次に結んだ線
津軽石川	宮古市白浜と <u>同市大字赤前</u> との境界にある三ツ石（通称人造岩）と <u>同市大字磯鶏牛鼻突端</u> を結んだ線
閉伊川	宮古港防波堤突端と宮古市白浜崎西端を結んだ線及び <u>同市大字磯鶏</u> かしあげ鼻の北方海岸線上 300 メートルの地点の標柱と <u>同市大字重茂青磯岩</u> を結んだ線
[略]	

重茂川	<u>宮古市重茂</u> どうしころばし南側突端と松子島頂点と館ヶ崎北端を順次に結んだ線
津軽石川	宮古市白浜と <u>同市赤前</u> との境界にある三ツ石（通称人造岩）と <u>同市磯鶏牛鼻突端</u> を結んだ線
閉伊川	宮古港防波堤突端と宮古市白浜崎西端を結んだ線及び <u>同市磯鶏</u> かしあげ鼻の北方海岸線上 300 メートルの地点の標柱と <u>同市重茂青磯岩</u> を結んだ線
[略]	

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第 7 条、第 15 条、第 34 条第 1 項、第 35 条から第 47 条まで、第 48 条第 1 項、第 49 条又は第 51 条第 6 項の規定に違反した者

(2)～(4) [略]

2 [略]

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第 15 条、第 34 条第 1 項、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条から第 47 条まで、第 48 条第 1 項、第 49 条又は第 51 条第 6 項の規定に違反した者

(2)～(4) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(許可に関する経過措置)

2 この規則による改正前の岩手県漁業調整規則第 7 条の規定によりした漁業の許可であって、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の岩手県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第 7 条の規定によりしたものとみなす。この場合において、許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。

(許可証に関する経過措置)

3 前項の規定により許可したとみなされる漁業に係る従前の許可証は、改正後の規則の規定により交付されているものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。